

## 競争参加者の資格に関する公示

「令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年2月4日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 酒向 貴子

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務

#### (2) 業務内容

本業務は、新潟県妙高市で計画する妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰トイレの新築に係る基本設計と実施設計、建替えに伴う既存トイレ2棟の解体設計を行う。また、同市内の妙高高原ビジターセンター屋根からの落雪と利用者の接触防止を図るためのエントランス屋根の新築設計を行うものである。

#### (3) 履行期限

契約締結日～令和7年8月29日

### 2 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

#### (1) 受付期間

令和7年2月4日（月）から令和7年2月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。ただし、持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時から13時を除く。）とする。申請書等提出済みの設計共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の再提出については、競争参加資格がないと認めた者に対する理由の要求期限日までとする。

#### (2) 受付場所

〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階

信越自然環境事務所総務課

TEL : 026-231-6570

#### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便の配達記録（提出期限必着）が残るものに限る。）とすること。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

3 設計共同体としての資格及びその審査

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 環境省における令和5・6年度「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けており、かつ、「中部地域」の競争参加資格を有する者であること。また、各構成員が令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務設計共同体協定書第8条第1項において明示された分担業務に応じた業種区分の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 環境省から建設コンサルタント業務等に関し、「工事請負契約等に係る氏名停止等措置要領」（令和2年12月25日付け環境会第2012255号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- ⑥ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者でないこと。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務 設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、別紙1に示された「令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務〇〇・〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

4 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取

扱い

3(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、3(1)①の認定を受けていない構成員が3(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、3(1)①の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに3(1)①の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

#### 5 資格審査申請書類

- (1) 競争参加資格審査申請書（設計共同体）（様式1）
- (2) 環境省における令和5・6年度一般競争（指定競争）参加資格（建設コンサルタント等）の写し
- (3) 設計共同体協定書の写し

#### 6 資格審査結果の通知

審査の結果、資格なしと決定された者についてはその旨通知する。

#### 7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

#### 8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務〇〇・〇〇設計共同体」とする。
- (2) 設計共同体の資格審査申請をする者は、併せて当該業務の入札公告（令和7年2月4日）における競争参加資格の確認を受けること。
- (3) 申請手続きについて不明点があれば、次に照会すること。  
2(2)に同じ。

様式 1

競争（公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価落札方式）  
参加資格審査申請書

令和 6 年度において、環境省で行われる次の業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 業務名：令和 6 年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 酒向 貴子 殿

共同体名 令和 6 年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務  
〇〇・〇〇設計共同体

(代表者) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名：

電 話：

(構成員) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(構成員) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

別紙1

令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務  
〇〇・〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

- 一 中部地方環境事務所信越自然環境事務所の発注に係る令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務〇〇・〇〇設計共同体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、本業務の請負契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 本業務を受注することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金額(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表

者である企業に委任するものとする。

なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務〇〇・〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務  
〇〇・〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

中部地方環境事務所信越自然環境事務所発注に係る令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務については、令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務〇〇・〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務〇〇株式会社〇〇円

〇〇〇の〇〇業務〇〇株式会社〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

令和6年度妙高戸隠連山国立公園笹ヶ峰園地トイレ新築ほか設計業務  
〇〇・〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印